

事業所内保育事業における相互利用協定書

岡山県内市町村（以下「市町村」という。）においては、市町村内の一の市町村長に認可された事業所内保育事業の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく利用に関し、次のとおり相互利用協定を締結する。

（目的）

第1条 市町村は、当該市町村内に認可された事業所内保育事業に係る他市町村に居住地を有する従業員等の利用につき、本協定をもって、法第43条第1項の規定による確認の手續を簡素化することにより、地域型保育事業の安定的な運営及び地域における保育の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、「従業員等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の3第12項第1号イ、ロ及びハに規定する事業主が雇用する労働者、事業主団体の構成員である事業主が雇用する労働者及び共済組合等の構成員をいう。

（協定する事項）

第3条 市町村長は、市町村内の一の市町村長が児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可した事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）について、当該事業所内保育事業所を認可市町村の区域外に居住地を有する従業員等が利用するに当たり、事業所内保育事業所の所在地市町村長（以下「所在地市町村長」という。）と従業員等が居住している市町村長（所在地市町村を除く。以下「居住地市町村長」という。）が確認に当たり必要とされる法第43条第4項ただし書に規定する同意を要しないことについて同意すること。

（みなし確認）

第4条 本協定により、法第43条第5項に基づき、同条第1項の申請に係る事業所内保育事業所について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時以降については、当該申請者について、居住地市町村長（被申請市町村長）による確認があったものとみなすこと。

- (1) 所在地市町村長が法第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされた時
- (2) 所在地市町村長による法第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該事業所内保育事業を行う者から申請を受けた時

（費用について）

第5条 事業所内保育事業所の所在地市町村に居住していない従業員等が当該事業所内保育事業を利用した際の費用については、所在地市町村の地域区分を適用し、居住地市町村が負担すること。

（利用者負担について）

第6条 当該事業所内保育事業所を利用する従業員等の利用者負担については、居住地市町村で定める額を適用すること。

（その他）

第7条 市町村内において、児童福祉法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児若しくは幼児については、本協定とは別に改めて協議を行うものとする。

（疑義）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、協定市町村協議のうえ、解決するものとする。

この協定の証として本書を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

この協定書は、締結日から施行し、平成27年度の地域型保育給付の法第43号第1項の申請に係る確認から適用する。

岡山市
岡山市長

浅口市
浅口市長

倉敷市
倉敷市長

和気町
和気町長

津山市
津山市長

早島町
早島町長

玉野市
玉野市長

里庄町
里庄町長

笠岡市
笠岡市長

矢掛町
矢掛町長

井原市
井原市長

新庄村
新庄村長

総社市
総社市長

鏡野町
鏡野町長

高梁市
高梁市長

勝央町
勝央町長

新見市
新見市長

奈義町
奈義町長

備前市
備前市長

西粟倉村
西粟倉村長

瀬戸内市
瀬戸内市長

久米南町
久米南町長

赤磐市
赤磐市長

美咲町
美咲町長

真庭市
真庭市長

吉備中央町
吉備中央町長

美作市
美作市長